



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

867	生活保護法による指定医療機関の廃止	(社会福祉課).....	1
868	生活保護法による指定施術機関の廃止	( " ).....	2
869	生活保護法による医療機関の指定	( " ).....	2
870	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	2
871	保安林の指定施業要件変更予定	( " ).....	3
872	道路の供用開始	(道路保全課).....	3
873	〃	( " ).....	3
874	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	3
875	昭和63年和歌山県告示第556号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部改正	( " ).....	4
876	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	( " ).....	4
877	〃	( " ).....	5
878	〃	( " ).....	5
879	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( " ).....	5
880	〃	( " ).....	6
881	〃	( " ).....	6

### ○ 警察本部告示

9	一般競争入札による落札者の決定	.....	7
10	〃	.....	8

### ○ 監査公表

監査公表第24号	.....	8
----------	-------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第867号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年9月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
東医新 26-26	古座川町田川へき地診療所	東牟婁郡古座川町田川144	令和 6.3.31
新歯新 4-26	いけじ歯科医院	新宮市神倉一丁目7番12号	令和 6.6.29

有歯新 24-30	中西歯科医院	有田郡有田川町徳田196	令和 6.7.15
田歯新 28-26	湯川歯科診療所	田辺市下屋敷町2-2	令和 6.7.19
海南医新 48-27	いくこレディースクリニック	海南市日方1501-7	令和 6.7.27
新歯新 22-27	新宮市熊野川歯科診療所	新宮市熊野川町日足324 新宮市熊野川行政局 4階	令和 6.7.31
新薬新 1-26	オレンジ薬局新宮店	新宮市仲之町二丁目3-2	令和 6.7.31

## 和歌山県告示第868号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和6年9月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年 月 日
海南は新 6-26	小谷進一	コタニ鍼灸センター（はり・きゅう） 海南市七山940-4	令和 6.8.22

## 和歌山県告示第869号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年9月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年 月 日
海南訪新 20-06	Mind blossom株式会 社	海南市日方1289-197	みかん山訪問看護ステ ーション	海南市日方1289-197	令和 6.8.1

## 和歌山県告示第870号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和6年9月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 解除予定保安林の所在場所 田辺市下川上字安579の4、579の5
- 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 解除の理由 指定理由の消滅

**和歌山県告示第871号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年9月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第872号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年9月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 和歌山打田線

供用開始の区間 和歌山市出島字堤外松原31番7地先から同市出島字田井ノ瀬8番1地先まで

供用開始の期日 令和6年9月20日

**和歌山県告示第873号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年9月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 紀伊停車場田井ノ瀬線

供用開始の区間 和歌山市小豆島字桃畑390番9地先から同市出島字田井ノ瀬397番6地先まで

供用開始の期日 令和6年9月20日

**和歌山県告示第874号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和6年9月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

寺杣地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	有田郡	広川町	下津木	権蔵原	789番	
2号	〃	〃	〃	〃	779番1	
3号	〃	〃	〃	〃	〃	
4号	〃	〃	〃	〃	779番1地先	水路敷
5号	〃	〃	〃	〃	781番	
6号	〃	〃	〃	〃	〃	
7号	〃	〃	〃	〃	〃	
8号	〃	〃	〃	〃	798番1	
9号	〃	〃	〃	〃	787番1	
10号	〃	〃	〃	〃	787番2	

#### 和歌山県告示第875号

昭和63年和歌山県告示第556号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和6年9月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

寺杣急傾斜地崩壊危険区域の項を削る。

#### 和歌山県告示第876号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成18年10月13日付け和歌山県告示第1204号、平成24年5月29日付け和歌山県告示第631号、平成28年10月4日付け和歌山県告示第1119号、平成29年11月7日付け和歌山県告示第1400号、平成30年3月6日付け和歌山県告示第251号、令和元年8月20日付け和歌山県告示第378号及び令和2年10月6日付け和歌山県告示第1290号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和6年9月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
坂本1（Ⅰ-1011）、愛口（Ⅰ-1073）、三十井川（Ⅰ-2286）、山野市川7（Ⅱ-4282）、初湯川（102）（Ⅱ-50582）
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第877号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成22年12月17日付け和歌山県告示第1160号、平成23年8月19日付け和歌山県告示第916号、平成26年12月26日付け和歌山県告示第1593号、平成27年8月11日付け和歌山県告示第927号、平成28年9月27日付け和歌山県告示第1090号、平成29年8月8日付け和歌山県告示第1042号及び平成30年5月1日付け和歌山県告示第571号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和6年9月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

松根（2）（Ⅰ-1764）、成川（1）（Ⅰ-1765）、添野川（3）（Ⅰ-1781）、佐田（Ⅰ-1782）、田川（1）（Ⅰ-1808）、小川（202）（Ⅱ-7413）、平井（205）（Ⅱ-7513）、三尾川（217）（Ⅱ-7516）、添野川（209）（Ⅱ-7536）、中崎（206）（Ⅱ-7548）、平井（208）（Ⅱ-7551）、松根（210）（Ⅱ-7578）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第878号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成20年2月15日付け和歌山県告示第177号及び平成24年6月8日付け和歌山県告示第687号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和6年9月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊及び土石流

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

大沼2（Ⅰ-2119）、下尾井（Ⅰ-2122）、竹原1（Ⅰ-2124）、湯ノ谷（8-427-1-006）、観音谷（8-427-1-008）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第879号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒

区域として指定する。

令和6年9月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
坂本1（Ⅰ-1011）、愛口（Ⅰ-1073）、三十井川（Ⅰ-2286）、山野市川7（Ⅱ-4282）、初湯川（102）（Ⅱ-50582）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項  
次の図書のとおり  
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第880号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年9月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
松根（2）（Ⅰ-1764）、成川（1）（Ⅰ-1765）、添野川（3）（Ⅰ-1781）、佐田（Ⅰ-1782）、田川（1）（Ⅰ-1808）、小川（202）（Ⅱ-7413）、平井（205）（Ⅱ-7513）、三尾川（217）（Ⅱ-7516）、添野川（209）（Ⅱ-7536）、中崎（206）（Ⅱ-7548）、平井（208）（Ⅱ-7551）、松根（210）（Ⅱ-7578）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項  
次の図書のとおり  
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第881号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年9月20日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
大沼2（I-2119）、下尾井（I-2122）、竹原1（I-2124）
- (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項  
次の図書のとおり  
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 2 土砂災害警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (2) 土砂災害警戒区域の名称  
湯ノ谷（8-427-1-006）、観音谷（8-427-1-008）
- (3) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図書のとおり  
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 警察本部告示

### 和歌山県警察本部告示第9号

3D撮影・画像識別システム賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年9月20日

和歌山県警察本部長 野本靖之

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
3D撮影・画像識別システム賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県警察本部警務部会計課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
令和6年8月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
JA三井リース株式会社関西営業第一部  
大阪府大阪市北区中之島二丁目3番33号
- 5 落札金額  
月額868,230円（うち消費税及び地方消費税の額78,930円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和6年6月14日

### 和歌山県警察本部告示第10号

射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム（X線マイクロアナライザー）賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年9月20日

和歌山県警察本部長 野 本 靖 之

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
射撃残さ分析走査電子顕微鏡システム（X線マイクロアナライザー）賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県警察本部警務部会計課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
令和6年8月7日
- 4 落札者の氏名及び住所  
JA三井リース株式会社関西営業第一部  
大阪府大阪市北区中之島二丁目3番33号
- 5 落札金額  
月額553,278円（うち消費税及び地方消費税の額50,298円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和6年6月14日

## 監 査 公 表

### 和歌山県監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した財政的援助団体等の監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年9月20日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 玄 素 彰 人  
和歌山県監査委員 山 家 敏 宏

- 1 監査の対象  
3の監査対象機関の出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るもの
- 2 監査の着眼点
  - (1) 補助団体等について  
補助金等の交付目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。
  - (2) 出資・出捐団体について



ア 出資・出捐目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表等に表示されているか。

(3) 公の施設の指定管理者について

ア 協定書及び事業計画書に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 民間の事業者の有するノウハウが適正に活用されているか。

(4) (1)～(3) 共通

当該財政的援助に係る出納事務は、適切に処理されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
公益財団法人和歌山県農業公社	令和6年8月20日
一般社団法人わかやま森林と緑の公社	〃
和歌山県土地開発公社	令和6年8月21日

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。